

意見書

第三回定例会では、1件の意見書を可決し、10月11日に提出しました。

●固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書(提出:区民生活委員会)

わが国の景気は、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に十分留意する必要がある。区民や小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい。

このような中、現在、都が実施している固定資産税および都市計画税の軽減措置等は、区民生活の安定と、中小事業者にとっての事業の継続や経営の健全化に大きな支えとなっており、今後も必要な措置であると考えられる。

23区の固定資産税は、都区共通の財源であり、こうした軽減措置等の継続は当区の財政運営にも影響を与えることになるが、都が軽減措置等を廃止することになれば、区民や小規模事業者に与える影響は極めて大

きく、地域社会の活性化や地域の景気にも悪影響を及ぼす要因となることが強く危惧される。

よって、本区議会は都に対し、令和2年度以降の次の事項の継続について強く求めるものである。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税および都市計画税を2割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税および都市計画税について、負担水準の上限65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年10月11日

▶あて先・・・東京都知事

決議

第三回定例会で可決しました。

●北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議

本年10月2日午前7時10分頃、北朝鮮が日本海に向けて弾道ミサイルを発射し、日本海上の我が国の排他的経済水域に着水したものと推定されている。

我が国をはじめとする国際社会が、北朝鮮に対し再三にわたり強くミサイル発射の自制を求めてきたにもかかわらず、発射を強行し、我が国の排他的経済水域に着水したことは、我が国のみならず東アジア地域全体の平和と安定を損なう行為であり、許しがたい暴挙である。

今回のミサイル発射が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も

行わないことを北朝鮮に義務付けた国連安全保障理事会決議や、日朝平壤宣言にも違反することは明らかである。

よって、本区議会は、北朝鮮のミサイル発射に対して厳重に抗議するとともに、国連安全保障理事会決議に違反する行為を今後行わないよう強く求めることをここに表明する。

以上、決議する。

令和元年10月4日

練馬区議会

本会議のインターネットライブ中継を開始しました



令和元年第三回定例会より、区議会ホームページで本会議のライブ中継を開始しました。ご自宅のパソコンやスマートフォン等でご覧いただけます。また、過去の本会議の録画もご覧いただけます。

詳しくは、「練馬区議会 議会放映」のページをご覧ください。

「練馬区議会 議会放映」ページのアクセス方法

練馬区議会ホームページ内の「本会議を見る」をクリック

「議会放映システム(外部サイト)」をクリック

「ねりま区議会のしおり」を配布しています



区議会のしくみや仕事をはじめ、請願・陳情の書き方なども掲載しています。ぜひ、ご活用ください。

配布場所

区役所本庁舎1階、各区民事務所、地域集会所、図書館 など



道路整備事業推進大会に参加

10月15日、千代田区の砂防会館別館において、東京都区市町村が主催する第30回東京都道路整備事業推進大会が開催されました。この大会は、東京の広域化する交通混雑の緩和や安全で快適なまちづくりを資するため、道路、橋梁、鉄道連続立体交差等の整備および公共交通を充実させる都市モノレール等の整備の推進を図ることを目的として開催されています。当区議会からは、議長を含む8人が参加しました。



河川改修促進大会に参加

8月7日、練馬文化センターにおいて、都内の14区21市2町1村が加盟する第57回東京河川改修促進連盟総会および促進大会が開催されました。この大会は、東京都の河川改修事業を早期に達成し、地域住民にとって、安全で水害のない水と緑豊かな潤いあふれる生活環境の創設を図ることを目的として開催されています。当区議会からは、議長を含む20人が参加しました。

定例会の開催予定

次回の定例会は、11月27日(水)から開催する予定です。

どなたでも傍聴できます。お気軽にお越しください。

傍聴受付

* 本会議

西庁舎9階の傍聴席入口

* 委員会

西庁舎5階の議会事務局

※本会議、各委員会の開催日時等の詳細は、電話等でお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

聴覚に障害のある方で、手話通訳をご希望の方は、事前にお申し出ください。

短 信

○住所の変更(変更日付順)

佐藤 力 議員

(新住所) 土支田1-20-4-101

しもだ 玲 議員

(新住所) 石神井町3-25-8-302

島田 拓 議員

(新住所) 光が丘3-8-6-404

政治家の寄附行為は法律で禁止されています

- 1 政治家(候補予定者含む)は、選挙区内で一切お金や物品を贈ってはなりません。 ※祭り、地域の行事、年末警戒、忘年会、新年会、旅行、お歳暮、学校行事等(開催通知に会費の金額が明記されている場合は除く)
- 2 有権者(実行委員会、各種団体等)が、政治家に対して寄附を求めてはなりません。(開催通知に会費の金額が明記されている場合は除く)
- 3 年賀状などの時候のあいさつ状(答礼のための自筆によるものは除く)を出すことも禁止されています。

区民の皆さまのご理解をお願いいたします。

あ と が き

区議会だより第214号をお届けいたします。本号は令和元年第三回定例会の内容を中心に編集しました。秋も深まり、朝夕も冷えこむようになってきました。風邪などひかぬようお気をつけてお過ごしください。本紙について、ご意見・ご要望がございましたら議会事務局までお寄せください。

◇ 広報・図書委員会

委員長 かしわざき 強

委員長職務代理 柳沢 よしみ

委員 有馬 豊